

厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究

## 性的問題対応

性的問題行動・性加害を起こす子どもの背景要因や、性的問題行動・性加害発生時の対応の流れについて理解し、そうした問題が発生した場合の対応がスムーズに取れるようになることを目的とします。

# 目次

---

1.性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応	2
2.性的虐待・性被害を受けた子どもへの対応	5
3.在宅で性的問題行動・性加害を起こし一時保護されてくる子どもへの対応	6
4.施設内で起こり得る性的問題行動	7
5.遊びか、性問題行動か	8
6.施設内で性的問題行動を認知した際の対応	9
7.子どもの性的被害事実の確認に関する援助	11
8.被害確認面接の実施方法	12
9.性暴力が発生した際の職員自身のセルフケア	13

# 性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応



- Point !** • 一時保護所における子どもの性的問題には、一時保護所で性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応、在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくる子どもへの対応、性的虐待・性被害を受けた子どもが入所してくる際の対応などがあります。

## 性的問題行動・性加害の背景要因

- 児童福祉施設内での性的問題行動・性加害は、**以前に被害を受けた子どもが加害に回る被害加害の連鎖のケースもあります。**
- 虐待などの背景要因を抱えた子どもたちが入所している一時保護所でも性的問題行動が起こりやすいことを職員が理解して関わる必要があります。

## 性的問題行動が起きたときの対応

- 万一、一時保護所の子どもの中で**性的問題行動が起きた場合は、まず、子どもたちを分離**します。
- 次に職員間の情報共有、上司・担当福祉司へ問題行動が起きたことを報告します。
- 子どもたちにやってはいけないことであることをもう一度教え、**他の子どもたちと親しくするのは別の方法があることを教えます。**

## 性的問題行動・性加害の予防

- 一時保護所では、**入所当初に**具体的な身体的部位の名称や役割も教えながら、「水着着用時に隠れる場所」を「プライベートパーツ」とし、**プライベートパーツのルールや人との距離感、身体接触のルール等を教えることも有効**です。
- また**集団生活も影響して子ども同士のバウンダリーが曖昧になりやすい側面もある**ため、**人との関わりの中での物理的境界線、心理的境界線、社会的境界線を尊重できるように教えていくことも大切**です。
- 中には被虐待児の性的な色彩を帯びた過度の親密性や受動的反応性を見て性的攻撃を仕掛けようとする子どももあり、こうした子どもは相手の子どもの反応性を確かめる「探り」を仕掛けるようです。そのため、子どもに定期的に「何か嫌なこと、変なことをされたり言われたりしていない？」と尋ねたり、気になることがあったらすぐに知らせるように**子どもに声をかけておくことで、「探り」行動を認知し、性的アプローチを未然に防止**できるようにします。

## (参考) バウンダリー（境界線）の種類と内容

---

- 物理的境界線
  - からだ、持ち物、対人距離などのこと。相手の体や持ち物に触れるときには、相手の同意が必要であること、入ってはいけない場所や適切な距離感を守ること、みんなが安全に生活できることを教えます。
- 心理的境界線
  - 気持ち、考えなどのこと。気持ちや考えは人によって異なり、どれも尊重されるべきであって、決めつけたり、傷つけたりしてはいけないことを教えます。また、自分と他者の気持ちを大切にすることで、みんなが安心して関係を築くことができることを教えます。
- 社会的境界線
  - ルール、マナーなどのこと。社会の決まり事を守ることで、みんなが安全安心に暮らすことができることを教えます。

# (参考) 境界線ってなに？

## 境界線ってなに？ ... 自分も相手も守る透明バリア ①

制作 性暴力被害者支援センター・ふくおか  
NPO 法人ぶるすあるは  
イラスト チアキ (ぶるすあるは)



### 透明バリアの種類？

すぐ近くに知らない人の顔があったら、イヤな感じがするように、自分のまわりには、勝手に人に入ってこられない個人的な空間があります。自分と相手の人との、目には見えない境界線。見えない透明バリア。この透明バリアで、安心や安全が守られています。空間のほかにも、持ち物、時間、からだや性、気持ちや考え方...。いろいろな境界があります。

透明バリアが守られないことがあります。自分でも気づかないうちに、相手のバリアをこえてしまっていることもあります。

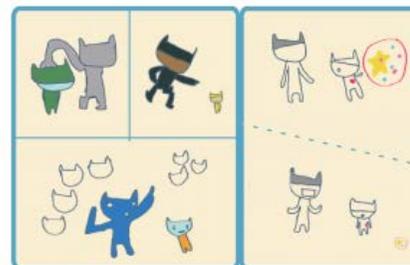
境界線・透明バリアは、自分も相手も大切にするためのツールです。



## 透明バリアが守られないって？ ②

たとえば暴力。「身体の境界線」が守られない。  
たとえばチカン。「性の境界線」が守られない。

相手は知らない人のこともあるけど、知ってる人、友だち、先輩、恋人、家族、親せき、先生...。境界線 (= 透明バリア) が守られないことは、どんな関係の人とも起きることがあります。



直接的な暴力だけでなく、頭ごなしになにか言われたり、無理じいされたり、対等ではない関係のとき。  
自分が大切にしていることや人を否定されたり、なんでも決められてしまったり、意見を言えない雰囲気だったり...。  
No を言ったら相手がかつとなる...  
おこらせそうだから言えない...  
「きもちや考え方の境界線」が守られてないときかも。

カツアゲはもちろんだけど...  
部屋に勝手に入って、持ち物を勝手に見ることや、スマホを見ること、勝手に物を捨てることも、「持ち物の境界線」が守られてないパターン。親子の間でも、恋人同士でも、勝手にやるのはNG。  
部屋に勝手に入るのは「空間の境界線」...にもあてはまります。



きもち。たとえば... かわいい、モヤモヤ... 相手との関係。  
たとえば... ちがう意見を言いにくい、バカにされる、傷つくようなことを言われる、命令される...  
こんなときは要注意。  
透明バリアがピンチのサインかも？  
気づけたらいいな。

(参考) 性暴力被害者支援センター・ふくおか「境界線ってなに？ 自分も相手も守る透明バリア」([http://fukuoka-vs.net/savs/boundary/images/boundary\\_print.pdf](http://fukuoka-vs.net/savs/boundary/images/boundary_print.pdf)) (2023/3/30閲覧)より引用

# 性的虐待・性被害を受けた子どもへの対応



## Point !

- 性的虐待・性被害を受けた子どもについては不眠、PTSD等の症状を持っている子供もいるから、児童心理士や医師等密に連携をとり、そうした症状が現れた場合は早めに相談することが重要です

- 不眠、PTSD（心的外傷後ストレス障害）の症状を持っている子どももいる**ことから、そのような訴えや症状が見られれば、上司や児童心理司、医師などに早めに相談します。
- 事例により、妊娠検査や性病検査の必要がある場合があります。**このとき診察を受けることに子どもが拒否的であったり、精神的に動揺するなどといったことも起こり得るため、児童福祉司・児童心理司・医師（保健師・看護師）などと協力・連携し、不安を軽減し丁寧なケア、フォローを行う必要があります。
- 警察による事情聴取や検察官の面接がある子どももあり、面接等が行われた後不安定になることもあります。**児童福祉司、児童心理司、医師などと協力して子どもの不安を軽減し、丁寧なケア、フォローを行う必要があります。
- 中には性被害に対する無反応性だけでなく、解離性の性的表現行動がみられる子どももあり、すれ違いざまに男子の股間をつかんだりつついたりする、後ろから呼び止めて抱き着く、下着を脱いで股間を見せるなどの行動があると言われています。いずれも当人は乖離状態でそうした行為を繰り返しており、その際の意識や記憶がなく、我に返ったとたんに驚いて逃げ去るか、叫んで騒ぎとなることもあるようです。

# 在宅で性的問題行動・性加害を起こし一時保護されてくる子どもへの対応



## Point !

- 在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくる子どもについては、性的問題行動の内容やその背景要因を評価したうえで、治療教育・性教育などの支援を展開します。
- これまでに大切にしてもらえた経験が少ないゆえに自分を大切にできない子どももいることから、偏見の目で見ることなく、自分が大切な存在であることを実感させることが重要です。

- 児童福祉司、児童心理司、保健師、医師などの医療職、一時保護所職員でカンファレンスを開き、子どもが行った性的問題行動の内容やその背景要因を共有し、一時保護期間に誰がどんな内容の評価や支援を行うのか、個別処遇にするのか集団に入れていくのか、監督はどの程度必要か等を話し合います。
- 子どもの問題に応じた治療教育、性教育などの支援を行い、他の子どもと合流する場合には、他の子どもとの関係性も評価します。なお、性的問題行動は必ずしも異性間のみには発生するとは限りません。同性間でも発生し得ることに留意します。**
- 一時保護中の面接、行動観察などを検討し、今後の支援内容を決めます。
- 売春や援助交際等の性的問題行動がある子どもについては、これまで大切にしてもらえた経験が少なく、自分を大切にできない子どももいることから、自分が大切な存在であることが実感できるように生活できることが重要**です。
- 一時保護所職員、児童福祉司、児童心理司、医師などとの面接、規則正しい安全な守られている生活自体が治療的に働きます。

# 施設内で起こり得る性的問題行動

子ども間の力や立場など  
パワーの差を利用して、  
性的な行為を強要するもの

- 年齢や精神的な発達、体格、入所期間の違いといった力（パワー）を利用して、性的な行為を強いるもの。
- **立場の弱い子どもは、断ったり、逃げたりすることができず、相手の要求に応じるしかないと思ったり、あるいは、仲間として認めてもらうために自分から性的な行為をすることもあります。**
- **性暴力を受けた子どもは、身近にいる加害児童をおそれたり、職員に叱られるのではないかと**思ったりして、なかなか被害を打ち明けることができません。

子ども同士で、寂しさや  
満たされなさを性的な行為で  
充足させようとしているもの

- 強制はなく、双方が望んで性的な行為に至っているように見えるもの。
- **本来大人から得られるべき安らぎや安心感を、他の子どもとの触れ合いで充足**させようとしています。
- 双方の子どもが秘密にしているため、表面化しにくく、注意をしてもなかなか収まらないのが特徴です。
- **自己充足的な行為であるため、子どものストレスが高まると性行動の頻度や内容がエスカレートして、性暴力に発展することもあります。**

年齢不相応な性的な発言や  
行動が目立ち、性的な  
トラブルを起こしやすい

- 性的虐待を受けた子どもの中には、状況にそぐわない性的な話をしたり、他児や職員にベタベタ触れたり、肌を露出した格好を好んだりすることがあります。
- こうした過剰な性的言動は、**性被害によるトラウマが影響している可能性が考えられます。**
- 子どもの混乱した気持ちを受けとめ、トラウマによる反応や症状のケアをすることが求められます。

(参考) 子どもの性の健康研究会「『安心・安全なくらしのために～施設内での問題行動の理解と支援～』」([http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/anshin\\_anzen.pdf](http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/anshin_anzen.pdf)), (2023/2/27閲覧)より引用

## 遊びか、性問題行動か

---

- 発達が同程度の幼児がお医者さんごっこをしたり、性器を見せ合ったりすることは、一般的にみられる遊びですが、からだを傷つける方法を用いたり、相手が嫌がっている、頻度が高い、注意をしても繰り返されるといった場合は、性問題行動と見なされます。
- また、思春期の子どもが性に関心を持つことは自然なことですが、性にばかりこだわり、性的な行動が突出している際も、注意が必要です。
- 年齢や立場といったパワーの差がある子ども間の性行動や暴力や脅し、口止めを伴う性行動は、性暴力と捉えられ、被害と加害の双方の子どもへの支援・介入が求められます。

(参考) 子どもの性の健康研究会「『安心・安全なくらしのために～施設内での問題行動の理解と支援～』」([http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/anshin\\_anzen.pdf](http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/anshin_anzen.pdf))、(2023/2/27閲覧)より引用

# 施設内で性的問題行動を認知した際の対応(1)

予防

距離感・  
身体接触の  
ルールの教育

- プライベートパーツのルールを教える
- 子ども同士の身体的距離感について把握しておく

介入

初動対応  
子ども同士の  
引き離し

- 職員自身は冷静に、毅然とした態度をとる。大声を出したり、うろたえたりしない
- 「何をしているの?」「ここはあなたが入ってきていいところではないでしょう」などと声をかけ、問題行動であることを明確に伝える
- 「正常な発達過程に見られる性的行動」のケースか、「性暴力」のケースであるか判断しつつ、他の職員を現場に呼ぶ
- 「性暴力」である場合は他の職員に頼んで被害児童を別室に移し安全を確保する
- 他の子どもたちに「問題」が起きたことがわからないように穏やかに対応する

聴き取り調査

- 子どもが落ち着いたら聴き取りを開始し事実確認を行う
- 加害児童には被害児童の苦しみをわかりやすく伝えるとともに、自らの行為をどのように認識しているか聴取する
- 被害児童には事情聴取の後、話してくれたことについて感謝を伝え最大限に褒める
- ほかに子どもたちから、その他の加害・被害児童の有無を確認する
- 聴き取りについては、非誘導的な質問をすること、質問回答の記録は基本的に逐語録とし要約・意識は避けることを心掛ける
- 誰がどのように聴き取りを行うのか、担当福祉司、心理司と情報共有・役割分担が必要

次スライドにつづく

# 施設内で性的問題行動を認知した際の対応(2)

## 事後処理

### 全体会議 (児童相談所全体)

- 現況について共有する
- **他の子どもに事実をどこまで、どのように伝えるか検討**する。
  - 噂が広まっている場合は、起こっている問題が理解できる子どもたちに職員集団の基本認識と今後の対応について伝える
  - ほとんど知られていない場合、事実を知っている子どもに対して職員集団の基本認識と今後の対応について伝える
  - まったく知られていない場合、当事者への対応に限定する
- **被害児童の親には児童福祉司又は一時保護所の責任者から事実を丁寧に説明する必要があるため、どのように伝え、説明するか検討**する

### 子どもへの ケア・指導

- 加害児童に対して
  - 習慣性が高い行動であることを踏まえての治療的対応方針を検討する
  - 性教育を行う
- 被害児童に対して
  - 心理的なケアを実施する
  - 安心できる居場所を確保する
  - 子どもからの相談ルートを確保する
- ほかの子どもに対して
  - 自分を守る方法を教える

### 事故報告書の 作成

- 一連の事象・対応について記録する
- 併せて再発防止策について検討し、同文書に記載する

# 子どもの性的被害事実の確認に関する援助

- 子どもの性暴力被害事実についての調査としては、「性的被害確認面接」と「医学診察」があります。
- 何れも被害確認の重要作業ですが、子どものトラウマ性の問題に触れる調査であるため、一時保護所でのサポートが重要です

## 性的虐待の被害確認面接へのサポート

- 被害確認面接は提示のタイミングと対応スピードが重要です
- 子どもには担当の児童福祉司からこの面接が設定されていることが伝えられます。
- 面接設定の前日か2日前には面接の日時と面接者名を伝えるが、**面接者についての詳しいイメージをあらかじめ与えるような情報を示しません。子どもが不安を訴えたら、何が心配か尋ね、落ち着いて普通に話せることを話せばよいことを伝えます**
- **面接の設定自体について子どもの意向を尋ねたり、同意を求めることは、援助者の不安を伝え、外傷的な出来事を思い出すことの恐れや恐怖を刺激し、告白の葛藤やジレンマを増幅させる危険性が高いため避けます。**
- 実際の質問を示さずにあらかじめ同意を求めることは、子どもにとってはより侵害的となり、それは何らかの性暴力をはたらこうとする加害者の侵襲性と多くの点で類似し、被害的な事態の再現性を伴う危険な刺激となります。
- **面接前後は特に子どもの状態が不安定となり、荒れる危険性が高くなるため、一時保護所職員は子どもの不穏状態について、見守りとサポートを行います。**

## 身体医学診察へのサポート

- 性的被害についての身体医学診察はほとんどの子どもにとって未知の経験であり、強い不安を伴います。診察は通常、子どもの担当児童福祉司から説明されます。
- 子どもの不安の中心は、自分の体がもう正常でないことへの恐れです。性的虐待は多くの場合、子どものボディ・イメージを傷つけており、自分の体がもう正常でないと感じている子どもが多いようです。
- **診察前夜は一時保護所の職員が本人の状態確認をすることが望ましいとされています。何か不安があれば話を聞き、サポートするとともに、なにか話したいことが生じたら誰に声をかけたらよいか明確にしておきます。**
- **当日は見送る人と迎える人が同じで、子どものことを気にかけて見守っていることが分かりやすく明示されるようにすることが望ましいです。**
- **診察直後の夜も本人の状態確認が重要です。PTSD症状等性的虐待のトラウマ性の問題を持つ子どもの場合、特に経過を慎重に観察することが必要です。**

(参考) 厚生労働科学研究費補助金制作科学総合研究事業「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版』,pp47-48

# 被害確認面接の実施方法

## 被害確認面接の実施の前提

- 被害確認面接の実施は、その結果として確実に子どもの安全が守られ必要な援助が実施提供されることが前提となります。
- 必要に応じて子どもを十分に守れる保証がないのに事実だけ聞いて子どもを守ることができなければ、以後の被害の開示を大幅に制限する恐れがあります。
- 子どもの安全を確保し、守り、援助できる体制の中においてのみ有効に機能する手続きであることに留意します。

## 被害確認面接の目的・性格

- 被害確認面接の基本的な目的は、隠された子どもの被害を探り出し、事実を暴くことではありません。ありのままを尋ね、語られることについて淡々と単刀直入な質問を行い、客観性・立証性のある証言を得ることにあります。
- 追求・解明の姿勢を面接者が採る場合、それは子どもへの教唆・強要となり、しばしば受動的な子どもの順応性を強化して、誇張した表現を引き出す危険性を持つことに留意が必要です。

## 面接のあるべき姿

- ありのまま、何らの教唆、誘導、報酬提示の影響も、評価的な圧力も、周囲の大人の意図、感情といったことから、最小限度の影響しか受けない状況で、子どもが自発的に、「何が、いつ、あったのか、それはどのように、誰によってなされたか」ということについて語る事柄を、ただ聴き取り、記録します。
- 実際の被害の有無、確からしさ、被害内容や子どもの証言の信ぴょう性等の評価はこの面接ではなく、面接実施後に別の作業により行います。

## 面接対応者

### 職種

- 児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、指導員、保育士いずれの職種にも制限はありませんが、子どもの援助担当者、日常的な援助者は面接担当者となることを避けます。
- 場合によって面接者は外部の専門家へ委託します。

### 面接者

- 面接者は子どもに重い負担をかける事情聴取面接を実施することになるので、その子どもの援助担当者以外が担当します。
- 子どもが日常生活場面で信頼を寄せ、利害関係を持ったことのある人物も、客観的で公平な面接者として不適切です。
- 面接者は子どもにとっては初対面の未知の人物で、面接者と子どもの接点は面接のみでそれきりになる関係が最も望ましいとされます。
- また、面接者は加害者の性を避けることが原則です。ただし、男性加害者からの男性の被害者の事例で、女性が面接者となった場合、当の子どもが女性に自分の被害体験を語ることに強い抵抗を感じる場合があり、男性が面接する方が適切な場合があります。

### チーム対応におけるバックスタッフの設定と要件

- 被害確認面接の標準的な設定では面接者は子どもと個室で1対1で面接し、バックスタッフは当該面接をカメラ越しに観察し、必要なバックアップを行います。
- バックスタッフには、子どもの日常生活での利害関係や人間関係を分かち合う人物、その他子どもがその人物が面接を見ていることによって何らかの影響や圧力を受ける可能性がある者が参加してはいけません。

(参考) 厚生労働科学研究費補助金制作科学総合研究事業「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版』,pp50-54

# 性暴力が発生した際の職員自身のセルフケア

- 子どもたちの間で性暴力が起きたと知ることは、職員にも強いショックや無力感（下図参照）をもたらします。
- 「どうしてこんなことが」という怒りを感じたり、「だれも助けてくれない」という不信感や孤立感も高まりやすくなります。
- こうした心情は、性暴力を目の当たりにした際に生じる自然な反応ですが、それが性暴力の影響によるものだと自覚できないと、職員のチームワークに亀裂が入ってしまったりと業務に影響を及ぼします。
- 自分の気持ちを落ち着かせ、意識を前向きなものに切り替えるようなセルフケアを積極的に取り入れましょう

## 否認・ショック

「まさか」「信じられない」「どう考えてよいのかわからない」

## 自責感

「自分が気づけなかったせいだ」「なにか見落としていたのかも」

## 回避・最小化

「考えたくない」「もう忘れたい」「たいしたことではない」

## 怒り

「なんてことをしたんだ!」「なぜ、すぐに言わなかったの!」「だれかのせいだ」

## 孤立感・喪失感

「裏切られた気分」「だれも助けてくれない」「これまでの日々はなんだったの・・・」

(参考) 子どもの性の健康研究会「『安心・安全なくらしのために～施設内での問題行動の理解と支援～』」([http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/anshin\\_anzen.pdf](http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/anshin_anzen.pdf)), (2023/2/27閲覧)より引用

## 参考文献

---

- ・ 厚生労働省「一時保護ガイドラインについて」子発0331第4号 令和2年3月31日
- ・ 浅井春夫 編著：子どもの暴力対応実践マニュアル：児童福祉施設・児童相談所・学校。建帛社。2011
- ・ 性暴力被害者支援センター・ふくおか「境界線ってなに？ 自分も相手も守る透明バリア」（[http://fukuoka-vs.net/savs/boundary/images/boundary\\_print.pdf](http://fukuoka-vs.net/savs/boundary/images/boundary_print.pdf)）,(2023/3/30閲覧)
- ・ 子どもの性の健康研究会「『安心・安全なくらしのために～施設内での問題行動の理解と支援～』」（[http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/anshin\\_anzen.pdf](http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/anshin_anzen.pdf)）,(2023/2/27閲覧)
- ・ 厚生労働科学研究費補助金制作科学総合研究事業「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版』,